

令和8年6月18日

保護者の皆様

東広島市立磯松中学校
校長 石川 憲之

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 および掛金の集金について（お知らせ）

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で災害に遭った生徒に対して、災害給付金が支給される制度です。入学時に加入同意書をご提出していただいた後、在学中は自動更新されます。

つきましては、次のとおり「災害共済給付制度」の手続きと掛金の集金について、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

【 けがをされた時の手続きの方法 】

①学校での負傷等により、医療機関を受診されたときは担任までご連絡ください。請求に必要な用紙をお渡しいたします。

*学校の管理下の範囲で、初診から治癒するまでの療養に要する費用が500点以上の場合が対象です。（医療機関と薬局の点数の合計点）

*学校の管理下の範囲

- ・ 授業中、休憩時間
- ・ 学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動など）
- ・ 登下校中

*支給されない範囲

- ・ 療養に要する費用が500点未満の場合
- ・ 保険外診療をした場合
- ・ 風水害、震災その他の非常災害
- ・ 治療にかかった費用が他から支給される場合

（交通事故の場合など）

②医療機関に用紙を提出し、記入していただいでください。

*用紙に記入していただくことは、医療機関の特別なお協力をいただいでおり、その場ですぐ書いていただけないこともありますのでご了承ください。

*受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

③用紙を学校までご提出ください。

*申請後、災害給付金が届きましたら学校納入金の口座に入金いたします。

【 掛金についてお願い 】

・保護者負担額・・・生徒1人当たり 460円（年額）

掛金は、9月の諸費集金日に集めさせていただきます。

・就学援助制度を利用されている場合は、掛金は不要です。

